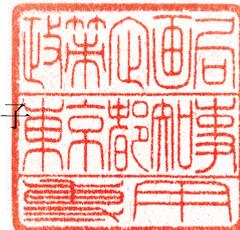


5 政政第 3 5 6 号  
令和 5 年 8 月 18 日

都内に施設を置く特別国際種事業者 様

東京都知事  
小池 百合子



象牙製品等の販売時の対応について（要請）

平素より東京都の施策にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

東京都では、象牙取引に対する国際的な懸念を受けて、象牙製品等の違法な海外持出防止の取組を進めており、昨年 12 月にも、販売時の対応について依頼を送付させていただいたところです。

2023 年 5 月には新型コロナウイルス感染症が感染法上の 5 類感染症へと移行し、インバウンドも回復傾向にあると報じられています。国内外の往来がますます活発化することが見込まれており、改めて象牙製品等の適正な取り扱いが求められるところです。

都では、引き続き、皆様のご協力をいただき、象牙製品等の違法な海外持出を防止するための対策を講じることにより、都内の事業者による象牙取引が適正に行われていることを国内外に示してまいりたいと考えています。

つきましては、下記の対応にご理解、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 象牙製品等を販売する際には、別添の確認書様式（※）などを活用して、購入希望者に「海外に持ち出すことは原則禁止されており、処罰の対象となる」ことを説明し、「違法に海外へ持ち出さない」意思を確認した上で、販売をしてください。
- 2 購入希望者が訪日外国人である場合や、意思確認ができなかった場合など、違法な海外持出につながる恐れがある場合には、象牙製品等の販売を自粛してください。
- 3 別添のリーフレット、店頭掲示用ステッカー（※）などを活用して、「象牙製品の海外持出は原則禁止されており、海外持出を目的とした象牙製品等の購入はできない」ことを販売窓口等において周知してください。

（※）確認書様式及びポスター・リーフレット・卓上ポップ等の資料は、東京都政策企画局のホームページからもダウンロードができます。

<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/cross-efforts/zouge/general.html>



（担当）東京都政策企画局政策部政策調査課 岩澤、藤村、青木

Tel: 03-5388-2181、E-mail: S0014801@section.metro.tokyo.jp



都内に施設を置く特別国際種事業者 様

東京都知事  
小池 百合子

象牙製品等の販売時の対応について（要請）

平素より東京都の施策にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

東京都では、象牙取引に対する国際的な懸念を受けて、象牙製品等の違法な海外持出防止の取組を進めております。

昨年6月には、象牙製品等の購入希望者に対する販売時の対応についてご協力いただき、誠にありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により制限されていた入国者総数の上限も本年10月に撤廃され、今後、国際的な往来の本格化が見込まれます。また、先月開催されたワシントン条約第19回締約国会議において、国内に象牙取引市場を有する国に対して、密猟や違法取引に寄与することを防ぐ取組の報告を求める決定が行われたところです。

都では、引き続き、皆様のご協力をいただき、象牙製品等の違法な海外持出を防止するための対策を講じることにより、都内の事業者による象牙取引が適正に行われていることを国内外に示してまいりたいと考えています。

つきましては、下記の対応にご理解、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 象牙製品等を販売する際には、別添の確認書様式（※）などを活用して、購入希望者に「海外に持ち出すことは原則禁止されており、処罰の対象となる」ことを説明し、「違法に海外へ持ち出さない」意思を確認した上で、販売をしてください。
- 2 購入希望者が訪日外国人である場合や、意思確認ができなかった場合など、違法な海外持出につながる恐れがある場合には、象牙製品等の販売を自粛してください。
- 3 別添のリーフレット（※）などを活用して、「象牙製品の海外持出は原則禁止されており、海外持出を目的とした象牙製品等の購入はできない」ことを販売窓口等において周知してください。

（※）確認書様式及びポスター・リーフレット・卓上ポップ等の資料は、東京都政策企画局のホームページからもダウンロードができます。

<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/cross-efforts/zouge/general.html>



## 【要請に関する主な質問と回答】

### 1 要請について

Q 1 : 当店では象牙を取り扱っていないので何もやらなくよいのか。象牙取り扱いを登録した覚えはない。

A 1 : 今回の要請は、象牙を取扱うことができる「特別国際種事業者」として国に登録されている方に送付していますが、実際に象牙を取り扱っていない場合には、対応は必要ありません。支店や営業所の場合、本店においてまとめて申請されている場合があります。

Q 2 : 要請は強制なのか。「従わない」場合どうなるのか。

A 2 : 要請内容は、あくまで東京都からのお願いですが、違法な海外持出を防止し、都内の取引が違法取引に寄与していないことを示せるよう、ご協力をお願いします。

Q 3 : この取組は、いつまでやらなくてはならないのか。

A 3 : 要請には期限はありません。継続的な取組の実践をお願いします。

### 2 確認書について

Q 4 : 必ず都の確認書を使わなければならないのか。

A 4 : 確認書の使用は強制ではありません。購入希望者が「海外に持ち出さない」旨の意思確認ができれば、別の様式や方法に代えていただいても差し支えありません。

Q 5 : 記載した確認書はどれくらいの期間、保管しなければならないのか。

A 5 : 事業者の方が「厳正な取引をしており、違法な海外持出を助長していることはない」と客観的事実を持って説明ができるよう、確認書については一定期間の保管をお願いします。取引記録（記載台帳）と併せ、5年間の保管をお願いします。

Q 6 : 本人の署名拒否や言葉が通じない等により確認書で意思確認ができない場合は。

A 6 : 何らかの方法で持ち出さないという判断ができれば、「特記事項」の記載例のように、持ち出さないと判断した理由等を記録してください。なお、販売者として「持ち出さない」と判断できない場合は、販売の自粛をお願いします。

Q 7 : 確認書の写しを購入者に渡す必要があるのか。

A 7 : 事業者が適正な販売をしたことを示すものであり、購入者の方に渡すことは想定していませんが、写しを取って渡していただいても差し支えありません。

Q 8 : インターネットで販売しているが、その場合はどうするのか。

A 8 : 本様式は対面販売を想定しているため、ネットで販売する場合には、申し込みフォームやメールのやりとり等、何らかの方法で、購入希望者の「海外に持ち出さない」という意思確認をお願いします。その場合は、本様式の特記欄にその旨を記載いただくか、申し込みフォームやメール等の写しを記載台帳と合わせて保管してください。